

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会  
新エネルギー小委員会 バイオマス持続可能性ワーキンググループ（第26回）

日時 令和5年11月29日（水）18：30～20：02

場所 オンライン開催

## 1. 開会

○津田課長補佐

それでは、定刻になりましたので、ただいまより、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会新エネルギー小委員会バイオマス持続可能性ワーキンググループ（第26回）を開催いたします。

議事に先立ちまして、事務的に留意点を申し上げます。

本委員会は、オンラインでの開催としております。ご参加いただいている皆様につきましては、本委員会中は回線の負担を軽減するため、カメラはオフの状態でご審議をいただきまして、ご発言時以外はマイクをミュートの状態にさせていただきますようよろしくお願いいたします。ご発言をご希望の際は、マイクのミュートを解除いただきお声がけをいただくか、挙手機能をご活用いただきまして、発言希望の旨をお知らせいただき、座長からのご指名をお待ちいただきますよう、お願いいたします。

本日の委員会の一般傍聴につきましては、より広く傍聴いただくためにインターネット中継での視聴方式を取らせていただいております。

それでは、これからの進行については、高村座長にお願いすることといたします。高村座長、よろしくお願いいたします。

## 2. 議事

- （1）国内木質バイオマスのライフサイクルGHG確認方法について
- （2）ライフサイクルGHGに係る確認方法等について（報告）
- （3）調達価格等算定委員会への報告（案）について

○高村座長

皆様、お集まりいただきましてありがとうございます。

お手元の議事次第に従って議事を進めてまいります。

それでは、まず初めに、事務局から本日の資料の確認をお願いできますでしょうか。

○津田課長補佐

はい。本日の資料でございますけれども、配付資料一覧にありますとおりでございます。議事次第、委員等名簿、資料1－1、1－2、国内木質バイオマスのライフサイクルGHG

確認方法について、資料2、ライフサイクルGHGに係る確認方法についてのご報告、資料3、調達価格等算定委員会への報告（案）について、参考資料1、参考資料2となっております。

○高村座長

ありがとうございます。配付資料など、委員の皆様、問題はございませんでしょうか。もし何か不足がありましたら、あらかじめご連絡をしています事務局宛にご連絡いただければと思います。

それでは、本日の会合の議事に入ってまいります。

まず、議題1、国内木質バイオマスのライフサイクルGHG確認方法について、事務局から資料1-1、そして林野庁から資料1-2のご説明をお願いいたします。よろしくお願いします。

○津田課長補佐

はい。事務局でございます。

まず、資料1に基づきましてご説明をさせていただきます。国内木質バイオマスのライフサイクルGHG確認方法についてでございます。

1 ページ目は今年度の議題の一覧でございまして、このうちの2.の（5）がこちらのテーマでございます。

2 ページ目でございます。本日の主な論点としまして、前回のワーキンググループでも事務局からお示しをさせていただきました考え方の方向性ということでもありますけれども、輸入木質バイオマスにつきましては、国内に比べましてサプライチェーンが長大であって、生産や輸送に係る情報のトレーサビリティ確保等が難しいことが想定されるということから、ライフサイクルGHGの確認に第三者認証を活用することとしております。サプライヤー側のバイオマス燃料の情報を適切に入手する観点等から、発電事業者自身にも第三者認証の取得を求めているところでございます。

一方で、国内木質バイオマスにつきましては、主に地域を中心としたサプライチェーンであるということから、情報のトレーサビリティの確保は比較的容易であると考えられまして、事業者負担を減らす観点からも、既存の仕組みを活用することを検討するということが重要というふうに考えております。ただし、既存の仕組みの一つであります木質バイオマス証明ガイドラインについては、木質バイオマスの供給段階において、各事業者が適切な分別管理・証明に取り組むために必要な仕組みであることから、発電事業者は対象とはなっていないということがございます。

こうした前提に基づきまして、これまでもご議論いただきましたとおり、国内木質バイオマスについてのライフサイクルGHGを確認する上で、基準適用対象となる発電事業者に求める事項について、今回方針を決定したいというふうに考えております。

右側の図が、この資料1-1は発電事業者について、資料1-2で林野庁さんからご説明いただく部分がそれまでのサプライチェーンの部分についてということとなります。

また、左側の参考で、前回のワーキンググループでの主なご意見をいただいておりますところについてご紹介させていただいておりますけれども、内外無差別の観点から、国内木質のライフサイクルGHGの確認は、輸入木質と同等以上の内容を確認すべきでないかといったようなご意見ですとか、また、認定団体でどのような情報が公開されて、発電事業者に求める情報公開がどのように機能するのかといったようなことですとか、ライフサイクルGHGについて、誰がどのような情報を伝達することになるのか明確にすべきといったご意見を頂戴しております。

続いて3ページ目でございます。まず、輸入木質バイオマスについて、第三者認証において発電事業者を求める事項について確認をしております。左側のGGL、右側のSBPでございますけれども、まず左側のGGLにつきましては、ライフサイクルGHGの確認については、計算に使用された数値が正確、かつ最新であることを証明する証拠、これが利用可能であるということと、当然ながらライフサイクルGHG基準を下回るということが確認されるということでもあります。

また、算定根拠につきましては、サプライチェーン上の情報伝達の観点から、サプライチェーン全体の情報が含まれているということと、先ほどと同様に、証拠が利用可能であるということでもあります。

また、データベースを用いて情報を把握するような仕組みが構築されているということでもあります。

発電効率につきましても、正確かつ最新であることを証明する証拠が利用可能であるということが求められているということでもあります。

右側のSBP認証でございますけれども、こちらについては、まず全ての計算が認証機関によって検証に利用できる文書化された証拠によって裏づけられているということと、また、計算がSBPの指示文書に従って行われているということと、削減率を報告するということになってございます。

査定根拠につきましても、確認のところと同様に、証拠によって裏づけられているということですが、バイオマス燃料製造者やトレーダー、バイオマス燃料に関する記録を行い、文書化を行うこととされてございます。また、こちらについてもデータベースを活用するという枠組みが整理されております。

発電効率等についても同様に、証拠によって裏づけがされているということと、指示文書に従って実行されることということになっておりまして、青枠の二つ目のポツで記載をさせていただいておりますけれども、こういった第三者認証機関では年次監査によって確認がなされているということでもあります。

4ページ目でございます。こうした考え方も踏まえまして、今回の国内木質バイオマスについてどうするかということでもありますけれども、輸入木質バイオマスについては先ほどのライフサイクルGHG基準を下回ることについて、算定根拠とともに、第三者認証機関による監査によって確認されるということでもあります。

国内木質バイオマスにつきましては、ライフサイクルGHG基準の適用対象となる発電事業者に対しまして、ライフサイクルGHGの確認方法としての透明性を一定程度担保するため、原則として燃料調達事業者単位でライフサイクルGHG算定結果及び算定根拠の情報公開を求めることとはどうかとさせていただいております。

下に先ほどの表と比較する形で整理を記載させていただいております。ライフサイクルGHGの確認については、燃料調達事業者単位で、結果と根拠を情報公開するということでありまして、具体的に算定根拠の部分につきましては、サプライチェーン上の情報伝達につきましては、後ほどありますけれども、木質バイオマス証明ガイドラインに基づきます認定団体名称、それからバイオマス使用量、それからGHG関連情報として輸送距離等の情報、こういった情報を情報公開いただくということでありまして、下の様式のイメージの左側の緑部分のところでございます。

こちらでライフサイクルGHGの既定値が算定されるということに加えて、発電効率等につきましては、発電効率について、まずは情報公開いただくということと、発電事業者の方がライフサイクルGHGを確認できる第三者認証を取得していない場合については、その算定根拠についても情報公開をいただくということでもあります。これらの算定値を情報公開された情報から算定できるようにしたらどうかということでございます。

5 ページ目がサプライチェーン上の情報伝達についての背景でございますけれども、先ほどのガイドラインでの実施要領では、認定団体については、その認定事業者、先ほどのご説明の中で燃料調達事業者でございますけれども、名称、団体認定番号、認定年月日、こういったものを公表することになっております。また、認定事業者は、バイオマスの取扱い実績を認定団体に毎年度、報告をしまして、認定団体は、その報告を取りまとめて概要を公表することとなっております。

こうした中で、団体認定番号といった個別の燃料調達事業者が特定可能となる情報の公開につきましては、地域のサプライチェーンにおける事業者間の競争環境等への影響が大きいというふうに考えてございます。こういったことも前提に、先ほどの情報公開の範囲としてはどうかということでございます。

続いて6 ページ目でございますけれども、発電効率の算定根拠ということでありまして、2 ポツ目でございますけれども、こういった下の図にありますとおり、発電効率の一定の算定式がございますので、この算定式の算定根拠について情報公開を求めているかどうかということでもあります。

7 ページ目は、現在のガイドラインの規定の修正点について赤字でお示しをさせていただいております。

続いて8 ページ目でございますけれども、こういった枠組みに基づきまして、右側赤枠で囲っておりますけれども、国内木質バイオマスについてライフサイクルGHG基準に関しては、原則として燃料調達事業者単位でライフサイクルGHG算定結果、算定根拠を公開いただくことにしてはどうかということでございます。

その他の輸入木質ですとか、持続可能性基準についてもこのワーキングで整理をさせていただいたところを一覧とさせていただいております。

また、なお、情報公開すべき範囲の見直しについては、フォローアップを参考にしつつ、E S G投資等の経営環境の変化を踏まえまして、必要に応じて検討してまいりたいというふうに考えております。

事務局からは以上でございまして、続いて林野庁さんからご説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○林野庁

林野庁でございます。

私からは、国内木質バイオマスの燃料供給部分のGHG関係の確認方法についてご説明を差し上げたいと思います。

資料は1－2でございます。次のページをお願いいたします。

これまでのワーキンググループでも方向性はご議論いただいているところでございますが、一度振り返っておきますと、まず、第18回のワーキンググループでは、国内木質のGHGの確認については、サプライチェーン上の情報を収集・把握する既存の仕組みをベースに検討するということとされたところでございます。次のページ、お願いいたします。

その伝達内容としては、既定値の区分に関する情報を含むようにするというふうにされたということでございます。

さらに次のページですけれども、その上で、現状活用されている、今ありました由来証明のための木質バイオマス証明ガイドラインというのがありますので、これをベースに改良することにしまして、認定団体の役割等の明確化や、行政による実態把握を行うといった方向で検討するということになっていたところでございます。次のページ、お願いいたします。

今ご説明した経緯も踏まえて検討した結果をご説明したいと思いますが、まず昨年の11月のワーキンググループでもご紹介していますが、FIT制度の開始以降、国内木質バイオマスの由来区分に関する情報については、林野庁のほうで木質バイオマス証明ガイドラインというものを作りまして、これに基づいて、林業の現場で木材を生産する事業者ですとか、あと、それをチップ加工する事業者などが認定団体から認定を受けた上で、分別管理しつつ、証明書を発行して、その由来の証明を川下側へ情報を伝えていくと、そういった仕組みにしております。

今回、ライフサイクルGHG基準の運用に当たりまして、GHG基準の適用対象になる発電事業者に既定値の情報を伝えていく必要があります。原料の区分ですとか、輸送距離の情報とか、あと加工方法の情報ですとか、そういった情報を伝えていく必要がありますので、それについては、下の図にもありますけれども、今ご説明した由来区分の情報を伝達していくのに併せて、このGHGの算定に必要な既定値区分の情報も一緒に記載して伝達してもらうと、そういった形にしたいと考えております。

また、事業者がこうしたGHGの情報を適切に収集・管理・伝達できることについて、認

定団体に審査・認定してもらおうと、そういう形にしたいと考えております。

あと、三つ目に書いておりますけども、行政側の事業者の実態把握をずとしていた点については、林野庁と資源エネルギー庁で事業者のGHG関連情報の収集・管理・伝達の実施状況について、現地調査などで実態把握をしていくと、こういった形にしたいと考えているところがございます。次のページ、お願いいたします。

この図では、どの段階でどんな情報が伝達されるのかというイメージをお示したものでございます。左のほう、川上の素材生産業者からは、原料の区分、ここでは林地残材等としておりますけれども、そういった情報に加えて、あと、この業者さんがチップ工場までの輸送をするのであれば、その輸送の距離等の情報も伝えてもらうということになります。

また、それを受け取ったチップ事業者のほうで、受け取った原料の情報を集約して、またその加工方法とか、また作ったチップの輸送に関する情報を加えて、チップを出荷するとき発電業者に伝えるという形になるということでございます。

ただ、この図自体は、大分簡略化して書いております。実際、例えばチップ事業者のところで一定期間、在庫されるとか、そういう期間もありますので、実際の対応というのはもう少し複雑になる可能性もあるかなと思っております。あと、次のページ、お願いいたします。

最後に認定団体の役割についてでございますが、関係する事業者が、GHGの情報を正しく収集して伝達できるかということを審査・認定してもらおうということにしたいと思っております。また、認定した後も毎年の検査とか、事業者の実績の取りまとめというのを集計・公表とかもしてもらうことで考えております。

具体的には、この表の中で、現在の由来証明に関する認定をベースに、それに追加する要素を、今後GHGの関係で追加する要素を下線で、アンダーラインを引いてお示しをしております。

認定基準、認定要件ですけれども、これについてはGHGの情報の収集ですとか、あと、管理・伝達の方法を定めていることというふうにしております。これは、GHGの情報がついたバイオマスと、そうでないものをちゃんと分別するとか、あるいは、入荷したバイオマスのGHGの情報をちゃんと記録するとか、そういったことを定めるように求めるということ想定しております。

あと、認定の審査については3年ごとに今も実施することにしておりますけれども、現行の由来証明の認定については、必要に応じて現地審査としていますけれども、GHGの対応の関係については、初回の認定は現地審査ということにしたいと考えております。

認定後の関係についても、GHGの認定を受けた事業者に対しては毎年度、書類検査を行うように求めるということにしたいと思っておりますし、あと、認定事業者の公表のところですね。ここについても、GHG対応の認定を受けた事業者については、それがちゃんと区別できるような、判別できるような認定番号にしてもらおうと、その番号で公表してもらおうということ考えております。

あと、最後の認定事業者の取扱い実績については、今も間伐材等由来の木質バイオマスと

か一般木質バイオマスの区分別に、入荷と出荷の数量ですとか、そういったものを事業者から団体に報告させて、それをまとめて公表してもらっていますけども、その中でGHGの情報がついたバイオマスを入荷した量ですとか、出荷した量の情報も入れて公表してもらうということにしたいと考えております。

あと、最後ですけど、認定団体に対してもですし、事業者に対してもですけども、制度の趣旨ですとか、あと、どういう対応が必要になるのかということについては、しっかり周知に取り組んで円滑な導入につながるようにしていきたいと考えております。

林野庁からは以上でございます。

○高村座長

ご説明、どうもありがとうございました。

それでは、これから、こちらの議題1ですけれども、質疑応答を進めてまいりたいと思います。ご意見、ご質問のおありの委員は、通例ですけれども、こちらTeamsの挙手機能、あるいはチャット機能を使って、発言希望の旨をお知らせいただければと思います。いかがでしょうか。

ありがとうございます。道田委員、お願いいたします。

○道田委員

ありがとうございます。ご説明もありがとうございました。

今回お示しいただいた案について、特にここを変えていただきたいとかという、そういう話ではないんですけれども、一つ、今、EUで進んでいることについて少し情報共有と、考えていただきたいことということで問題提起をさせていただきたいと思っています。

今年、2023年にEUのほうでEUDRという規制ですね。EUに輸入するような木材、それからパーム、ゴムなど、幾つかの材に関して、輸入する際には企業が全てサプライチェーンを最も上流まで遡って森林伐採がないことということをデューデリジェンスを行わなければいけないという、そういう規制が入りました。

まだ実施がこれからなので、どのようになるかは分からないんですけれども、この規制は、今回は電力の話である一方、その規制は製品または加工品、木材の加工品に当てはまるもので直接どのぐらい影響があるかというのも確認が必要なんですけれども、本当に上流まで遡って、ここは環境破壊をしていないとか、そういうことを調べなければいけないという、そういう規制になっています。

なので、全ての情報を公開すべきとは思わないんですけれども、もし、こういうような規制の流れが、今後、電力にも及んでくる、または、事業者さんによっては、GHGに関しても最もアップストリームまで遡ってきちんと確認したいといったニーズが出てこないとも限らないと思いますので、遡ろうと思ったら、このバッチの中にどのような素材生産者、または事業者さんが入っているのかということが遡れるような情報をチップ製造事業者さんですか、などに保持しておいていただくということは、そんなにコストもかからず、既にもうお持ちの情報を置いておいていただくだけで構わないと思うので、そういう対応を取

っていただけると安全なのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○高村座長

ありがとうございます。

それでは、続いて、河野委員、お願いいたします。

○河野委員

はい。河野です。ご説明、ありがとうございました。

前回のワーキングを欠席してしまいましたので、この議題に関して、主要な論点に関しては意見交換は終了し、課題はしっかりと抽出されていて、今回の整理に至ったというふうに理解しておりますし、また、今回の整理いただいた内容に特段、ここが気になるという問題意識はありませんので、こういった方向で進んでいくことに賛同するところです。

それで、私の受け止めをお伝えしたいんですけども、木質バイオマス発電というのは、当然、化石燃料を代替するだけではなく、林業の振興や、地域経済の活性化など、多様な価値を有しているんですけども、そこにやはり時代の趨勢といいたしましょうか、持続可能性とか、ライフサイクルGHGという視点で、適正な判断条件の検討が求められ、これまでその点がやはり不十分だったところを今回一定の整理ができてよかったというふうに思っています。

林野庁様の積極的な関与によって、国内に多数存在するガイドラインに基づく認定事業者の皆様には制度の変更というか、新たな仕組みの観点を入れていただく、そのことに対して周知や理解、それから、要件に沿った対応が迅速に行われていくことを期待したいというふうに思っています。

林野庁様のホームページで、令和5年6月20日付で、木材利用課長様の名前で木質バイオマス証明ガイドライン認定団体向けに連絡文書が発信されていて、認定事業者から提出された取扱い実績の取りまとめ結果を公表している認定団体が5割にとどまるというような調査結果があるので、対応が十分とは言えない状況にあるということで、改めて証明ガイドラインの適切な運用の要請を行っているという文書を読ませていただきました。

今回は、これまでの木質バイオマス由来による調達価格、それから基準価格設定に加えて、ライフサイクルGHGの算定というミッションが加わるわけですので、改めて認定団体の皆様、それから、認定事業者の皆様への丁寧な対応をお願いしたいと思います。

また、猶予期間もあるので、運用が開始されましたら、改めてフォローアップなどをしっかりと行って、制度のブラッシュアップにつなげていただきたいというふうに思っています。

私からは以上です。

○高村座長

ありがとうございます。

それでは、続いて橋本委員、お願いいたします。

○橋本委員

はい。ありがとうございます。ご提案いただいた内容について賛同したいと思います。

その上で1点、8ページ目のところで整理いただいているんですけども、国内木質バイオマスと輸入木質バイオマスに分ける形で遵守事項というのが整理されているというところなんです、国内木質の場合であっても認証を取るというケースも出てくるかと思いますので、その場合は輸入木質バイオマスと同じようなルールが適用されることになるかと思っています。その辺のただし書みたいなものがあるといいんじゃないかなというふうに思いました。

それと、直接、この議題には関係しないと思うんですけども、持続可能性基準のほうについて、木材の合法性のガイドラインに基づく三つの方法の、どういった方法で持続可能性基準を満たすような形で木材が利用されているのかということの情報収集というのも一度行っていただけるとありがたいなというふうに思います。

以上、2点です。

○高村座長

ありがとうございます。

それでは、続きまして、相川委員、お願いします。その後、芋生委員、お願いいたします。

相川委員、よろしくお願いします。

○相川委員

はい。相川です。聞こえますでしょうか。

○高村座長

聞こえております。

○相川委員

大丈夫ですか。よかったです。

私も、まず、大きな方向性としましては議論を積み重ねてきたところですので、反対するものではなく、賛同いたします。

1点は、今、橋本委員がご発言されて、私も前回、たしか、そのようなことを申し上げましたが、やはり第三者認証の取得というのが国内においても普通になっていくという姿が中長期的には望ましいというふうに考えております。先ほど、ただし書ということを橋本委員がおっしゃられましたけども、何か妨げるものではないということが明確になるといいのではないかなというふうに思っております。

その点で、もしかしたら関係するのかもしれませんが、例えば資料1-1の通し番号で4枚目のスライドなどを出していただけるといいかと思うんですけども、この真ん中の表のところに、「原則として燃料調達事業者単位で」という表現がありますけども、この「原則として」というふうに書かれている意味といいますか、逆に、何かほかのような状況といいますか、逸脱するような状況というのはどういうものが想定されているのかというのをちょっとお聞きしたいというふうに思います。

それから、経過措置の話が出ていたかと思います。7枚目のスライドですかね。はい。これは2026年3月31日までを経過措置というふうに書かれていますけれども、これは、この時点での期間を区切るというふうに決められた何か見積りといいますか、根拠などがあれば、これもちょうとご説明をいただけたほうがいいのかというふうに思っております。

それから、もう一つは、資料1-2のほうになりますけれども、例えば6枚目のスライドですかね。イメージということで流れが書いてあります。GHGの関連情報などもここで示していただいておりますけれども、数量等の情報として、例えば7t、8tというのが書かれていますが、この後の発電効率を計算する際には、低位発熱量という形の情報が必要になってくるんですけども、結局、一番クリティカルに効いてくるのは水分だと思うんですね。それで、国内のバイオマス発電においては、この水分の管理というものが、これまでないがしろにされてきたというような側面があったというふうに思います。

当然、水が多いものを運んで燃やしては、輸送も発電の効率も悪いですし、GHGのパフォーマンスというのも下がってくるということを考えますと、ここに目を向けていただくという観点から、GHGの関連情報の例示の中に、そういった水分、これは別に簡易に測定するというのであれば、そんなに難しいことではなくて、実験室でちゃんと絶乾重量を量るというような精密なやり方から、簡易測定器を挿して測るといったようなこともありますので、何かそういったものを例示されるということも意味があるのではないかと思います。

あとは最後に、これもまた林野庁さんの1-2の7枚目のところかと思いますが、毎年度、書類検査を実施するというを書き添えていただいております。それで、あまりあってはならないことなのかもしれませんが、第三者認証の場合、違反があった場合だとか、何か誤りを見つけた場合の対処方法というのもクリアにされているというのが一般的かというふうに思います。

認定ガイドラインの中においても、そういったような事象といいますか、場合というものを想定したようなものが整備されていったほうが、認定団体としてもやりやすいのではないかなというふうに思うところがございますので、これについても今後、証明ガイドライン等を改正していくとき、ないしは、この運用をしていくときにご検討いただければというふうに思っております。

以上になります。

○高村座長

ありがとうございます。

それでは、続きまして、芋生委員、お願いいたします。

○芋生委員

はい。私もこれまでの議論に従っているということで、大枠、賛成です。

発電事業者さんの負担を減らす観点から、調達事業者単位というのに賛成なんですけれども、先ほどの相川委員の質問と同じように、「原則として」というのがどういうことなの

かというのをお聞きしたいのと、あと、それから、例えば、この4ページにあります、資料1-1の4ページにあります、こういう表を提出するということなんですけれども、当然、年間の間では、例えば輸送条件も変わる可能性もあるでしょうし、水分に関わる低位発熱量も関わる可能性があるのと、樹種ももしかしたら関わるかもしれないということで、そこら辺は平均を出すのか、あるいは例えばロットごとに出していくのかというイメージがちょっとつかみにくいというのが1点あります。そこら辺、どうされるのかなと。

それからもう一点は、これはもしかしたらこれまで議論があったかもしれないんですけれども、個別の燃料調達事業者が特定できる情報は、発電事業者間の競争環境等への影響が大きいということで避けるということなんですけれども、この中に例えば販売価格とか、そういう情報は載せない、多分載せないわけでしょうから、どういうふうに影響があるのかというのを、例えばこれは発電事業者さんからの要望であったのかという、そこら辺をちょっとお聞きしたいなと思います。

以上です。

○高村座長

はい、ありがとうございます。

それでは、幾つかご質問、ご意見が出ていたと思いますので、事務局、そして林野庁からお答え、あるいはご意見をいただければと思います。よろしくお願いします。

○津田課長補佐

ありがとうございます。事務局でございます。ご質問をいただきましてありがとうございます。

まず、道田委員からいただきましたEUDR等の制度についてのご紹介もいただきましたけれども、我々、これまでもこういった制度についてしっかりと参考にさせていただきまして、今後、こういった制度の動向も見据えながら、我々のFIT制度での利用、制度設計について検討してまいりたいというふうに思います。ありがとうございます。

それから、河野委員から、引き続き今後フォローアップ、ブラッシュアップを続けていくようにとご指摘をいただきましたので、制度を措置した後、活用の状況、取組の状況についてはフォローアップをしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、橋本委員と相川委員からいただきましたけれども、第三者認証の取得について妨げるものではないというところについて、しっかりと明記をしておくべきということでございましたので、今後、ガイドライン等を整備をする際には、そういった記載についても盛り込んでいきたいというふうに思っております。

これは、相川委員と芋生委員からいただきましたけれども、原則、調達事業者単位という原則というのはどういった意味かということでもいただきましたけれども、基本的には、調達事業者単位で情報について集約して公開するということが効果的・効率的かなというふうに思っておりますけれども、他方で、毎回毎回の納入単位でデータも蓄積されてくると思いますので、そういった納入単位で情報公開するという点についても、特に制度としてそ

これを妨げるものではないという考え方で原則とつけさせていただいているということでございます。

それから、2026 年 3 月までの猶予期間の考え方ということでございましたけれども、こちらにつきましては、昨年度のワーキングの中で、第三者認証制度側の整備ですとか認証取得に相応の時間がかかるということですかの中で、国内木質については、そういったことを踏まえると、林野庁様のガイドラインを踏まえた認定団体の準備期間が一定程度かかるということも踏まえまして、そういう考え方に基づいて 2026 年 3 月ということとさせていただいております。

それから、芋生委員からいただきました年間平均で公表するようなイメージになるかということでありましたけれども、実務的に平均値なのか最頻値なのか、そういったどういった数字なのかということについてもお示しをいただいた上で、情報公開をいただくということになるということかというふうに思っております。

また、最後の事業環境の影響とは具体的にということでありましたけれども、過去のワーキンググループ、少し前の第 4、5 回あたりでもご議論があったというふうには承知をしておりますけれども、発電事業者間の燃料の調達競争、こういったものについて避けるということを意図してございます。

事務局からは以上でございますので、林野庁さんからもあれば、よろしくお願いいたします。

○高村座長

林野庁さん、いかがでしょうか。

○林野庁

はい。林野庁です。ご質問、ご意見、ありがとうございました。

道田委員のご意見の件については、今回ご説明した仕組みでも、それぞれの段階、事業者間で証明書を受け渡して、それぞれ、受け取ったものは 5 年間保存してもらうということにしておりますので、川上へのトレーサビリティというのは一定程度担保されているかなと考えております。EUDR のご紹介もありましたけれども、そういった動きも我々としてもよくウォッチしていきたいと思っております。

あと、河野委員からご意見があった点について、認定団体への対応を丁寧にするところかと思っておりますけれども、今もまさにそういったところで認定団体がしっかり役割を果たしていただけるように、我々からもいろいろ文書を出したり、あるいは個別にお願いなんかもして、丁寧な対応を今しているところでございます。

あと、相川委員からご意見があった水分率を書いてもらってはどうかということかと思っておりますけれども、それ、ちょっと検討したいと思っておりますが、既定値区分の情報、そのものではないので、その辺の取扱いというか、参考情報として記載を推奨するとか、そういった形も含めてちょっと考えたいと思っております。

あと、もう一点、相川委員からあった認定取消しのルールみたいな話ですね。今、すみま

せん、今日の資料に入れていなかった、説明には入れていなかったんですけども、今のガイドラインの中でも取消しのルールはありまして、例えば証明書に虚偽の記載をしていたら認定を取り消せるとか、そういったものは今もございます。ご意見も踏まえて、また検討はしたいと思っております。

私からは以上でございます。

○高村座長

ありがとうございます。

芋生委員からのご質問がもう一つあったように思っていて、すみません、芋生委員、もし間違っていたら直していただきたいんですけども、個別の燃料調達事業者が特定可能となる情報公開のところについてご質問があったように思うんですが、すみません、芋生委員に確認したほうがいいかと思うんですけど。

○芋生委員

先ほど答えていただきましたので、結構かと思います。

○高村座長

分かりました。ありがとうございます。失礼いたしました。

それでは、今、委員の皆様にご発言をいただきましたけれども、基本的に本日お示しをいただいた資料1-1と1-2の大筋については異論がないというふうに、委員の皆さん、おっしゃっていたと思います。ただ、幾つかご指摘があって、事務局、それから林野庁さんからご回答をいただいたというふうに思います。

もし、いただいた事務局、あるいは林野庁さんからのご回答を踏まえて、追加でご発言をご希望の委員、いらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございます。

多分、共通していたと思いますのは、やはり国内の木質バイオマスのところで、河野委員からもありましたけれども、認定団体が実際にどういう運用をしているのかも含めて、実際に、この仕組みがどういうふうに機能しているかについてフォローアップ、実態調査も含めたフォローアップが必要じゃないかというところは、複数の委員からご指摘があったように思います。

これは、事務局からもフォローアップについてしっかりやっていくというお話が先ほどあったかと思いますが、それも、特にこのバイオマスのライフサイクルGHGの、あるいは持続可能性の点というのは、発電事業者からすると認定取消しの可能性のある内容でもありますし、同時にライフサイクルのGHG燃料に関していきますと、実際、エネルギー調達してお使いになる企業さん等々にも、もし何か協議等々があると波及があるというのは、この間、認証で経験をしているところだと思いますので、そういう意味では、しっかりこのルールに従って運用がされているかということ、今後確認をしていただくということが必要かなというふうに個人的には思っています。

しかし、それを前提にした上で、本日ご提案があった事務局の資料1-1、林野庁さんか

らの資料１－２の内容については、合意がされたというふうに思います。

もし、そのような理解で間違っておりませんでしたらですけれども、事務局、そして林野庁におかれては、この制度の適用の開始に向けて、運用の開始に向けてガイドラインの改定などの対応を本日の議論を踏まえて進めていただければと思います。

そのようなことでよろしいでしょうか。特に委員からご異論がなければ、それを確認をして、次の議題に進みたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、続いての議題の２に移ってまいります。議題の２は、ライフサイクルGHGに係る確認方法についてということで、事務局から、資料２と参考資料についてのご報告をお願いします。よろしくお願いします。

○津田課長補佐

事務局でございます。資料２に基づきまして、ライフサイクルGHGに係る確認方法について、ご報告させていただきます。

まず、１ページ目、１．ライフサイクルGHGに係るMSPOの扱いに関してでございます。

２ページ目でございますけれども、前回ヒアリングがございました、さらにMSPOの基準文書のほうの確認をいたしまして、MSPOのPart 4のP&C認証につきましては、認証機関のISO/IEC17065の適合を、従前どおり確認ができておりましたけれども、バイオマスのCOCに係る基準のほうについては、この適合からの確認ができないということが判明いたしました。したがって、MSPO Part 4のP&C認証のみライフサイクルGHGの既定値を、確認できる認証スキームのメルクマールへの適合を確認できたということでもあります。

なお、※で記載をさせていただいておりますけれども、P&C認証とCOC認証が異なる第三者認証制度であっても、当該COC認証が、当該P&C認証からの情報伝達を認めている場合については、利用可能ということでもあります。

３ページ目は、参考でございます。

もう一点、４ページ目でございますけれども、ライフサイクルGHGに係る廃棄物固形化燃料のRDFとRPFの扱いについてのご報告であります。

前回のワーキンググループの中で、固形化燃料については、２点ほどご意見を頂戴したというふうに承知をしております、まず１点目が、廃棄物発電の発電効率について、一般廃棄物の、焼却炉発電効率になっていると思われるけれども、RPFを用いて専焼する場合については、異なるのではないかとということと、もう一点は、造粒プロセスに関しては、国内のデータを使うことも、考えられるのではないかとということでございました。

この２点については、修正をさせていただいております、６ページ目でございますけれども、まず発電効率については、確認された国内施設の数値に基づきまして、RDFの場合については21%、RPFの場合については27.1%。もともと十数%でしたけれども、修正をしております。

また、それぞれの加工工程の排出量についても、確認された文献の数値をもとに修正をしてございます。その結果としまして、この斜線と黄色マーカーの部分にございますけれども、輸送距離については 50%削減、70%削減とともに、R D F については基準を超過するということでありまして、他方で R P F のほうについては、1,405 km と 663 km ということになってございます。

7 ページ目以降は参考でございまして、7 ページ目は、R D F についての詳細の諸元の計算結果でございますけれども、50%の基準を上回るということが確認をされたということでございます。

8 ページ目については、R P F についての計算ということございまして、こちらについては、70%の基準を下回ることが確認されまして、輸送距離について、計算をしたところは、先ほどのお示しの数値になっているということでございます。

事務局からは、以上でございます。

○高村座長

ありがとうございます。ただいまいただいたご報告について、委員の皆様からご意見、ご質問をいただきたいというふうに思います。通例でございますけれども、ご発言をご希望の委員は手挙げ機能ないしはチャット機能を使って、お知らせいただければと思います。いかがでしょうか。

委員の皆様から、ご発言のご希望はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

この議題は、これまで議論をしてきたのを踏まえて一定の確認をする、あるいは既定値を含めた修正のご報告をされるものであります。もしご報告の資料の2と参考資料につきまして、報告の特にご質問、ご意見がなければ。

ありがとうございます。相川委員、お願いいたします。

○相川委員 すみません、1点だけ、そうしたらMSPOの扱いのところのご説明で、P & C と C o C に分けて、それぞれ精査いただいて、C o C に係る基準については、残念ながら、このISOの適合は確認ができなかったという結果をお示しいただきました。

この「したがって」のところなんですけども、MSPO Part 4 で P & C 認証は、適合確認というところなんですけども、ライフサイクルGHGの既定値を確認できる認証スキームという書き方になっておりますけれども、持続可能性一般に関しては、これはまた違う解釈になるのか、ちょっとここはクリアにしておいたほうがいいかなというふうに思いまして、事務局よりご回答をいただければと思います。よろしくお願いします。

○高村座長

相川委員、ありがとうございます。

ほかにご質問、あるいはご意見がおありの委員はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今、相川委員から非常に具体的なお質問というか、確認のご意見がございましたけれども、事務局からお答えをいただいてよろしいでしょうか。

○津田課長補佐

事務局でございます。持続可能性については、ここの今回引用はしておりませんが、別のところで、MSP Oについては、P & C、C o C、双方確認ができております。

○相川委員

はい、分かりました。どうもありがとうございます。

○高村座長

ありがとうございます。ほかにご発言をご希望の委員はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。今、この資料の2につきまして、ご意見をいただきましたけれども、基本にご報告について、ご了解をいただいたということかと思います。

したがって、事務局におかれましては、ライフサイクルGHGの既定値に係る文章について、制度の運用開始に向けて、パブリックコメントなどの対応を進めていただければというふうをお願いいたします。

それでは、続いて、議題の3に移ってまいります。

議題の3は、調達価格等算定委員会の報告（案）についてになります。事務局から、資料の3について、ご説明をお願いできればと思います。

○津田課長補佐

事務局でございます。

資料3、調達価格等算定委員会への報告（案）について、事務局からご説明させていただきます。

まず、1ページ目でございます。

この報告の内容の、全体像の整理をさせていただいておりまして、今年度、本日まで5回開催させていただきまして、持続可能性の基準とライフサイクルGHGについて検討をいただきました。持続可能性の基準については、まず新たな第三者認証スキームの追加ということで、ARCについて、PKSの第三者認証制度を追加するということであります。

あと、今後の対応としては、また新たな第三者認証の整備・改訂、評価の求めがあれば、対応をしていきたいというふうに思っております。

持続可能性に係る認証取得の経過措置でございますけれども、PKSとパームトランクの経過措置について、2024年3月31日を認証の起源として、これ以上の延長は行わないこととするということになっております。

引き続き、認証取得状況をフォローしてまいりたいというふうに思っております。

また、各認証スキームの新規燃焼への対応状況のフォローアップをいたしまして、ヒアリング等実施をしまして、基準文書の改訂が進んでいるということを確認しております。

今後、引き続き、状況をフォローアップしていきたいというふうに思っています。

続いて、ライフサイクルGHGに関してですけれども、先ほどもありましたけれども、廃棄物区分のバイオマスの確認方法について、ライフサイクルGHG基準に相当する輸送距

離を既定値として定め、調達事業者からの納品書等により、下回るということを確認をするということとしています。こちらについては、パブリックコメントをした上で、2024 年度から適応を開始するということでもあります。

続いて、既定値でございますけれども、まずこの 2023 年度から追加された 12 種類の新規燃料について、既定値（案）を策定しております。

また、既存燃料につきましては、パブリックコメントやEU RED 2 の既定値に合わせた修正等を行っております。

また、木質バイオマスの既定値区分ですね。「製材等残材」、「林地残材等」、「その他伐採木」の定義と、それから国内木質の確認方法を整理し、輸入木質については、各認証スキームに対して、確認方法の整備の依頼をすることとしております。

こちらについては、新規の燃料（案）については、パブリックコメントをした上で、2024 年度から適用を開始したいということと、木質バイオマスの既定値区分についても同様でございます。

それから、国内木質バイオマスの確認方法につきましては、先ほどご議論をいただいたとおりでございます。今後については、証明ガイドラインの改訂を、林野庁のほうで実施をいただくということでございます。

続いて、合法性ガイドラインにおける適合性の確認ということでもありますけれども、こちらは、輸入木質バイオマスのライフサイクルGHGを確認できる第三者認証（SBP、GGL）について満たすことを確認したということでもあります。今後、持続可能性基準に相当する確認項目の追加を要請するということでございます。

それから、自主的取組についてでございますけれども、こちらは、各事業者において情報公開をした上で、業界団体等への報告をいただいて、本ワーキンググループでも毎年度フォローアップをしてまいるということでございます。こちらは、事務局では情報開示に係る様式等を、国のウェブサイトで提供するというのを今後の対応事項としてございます。

続いて、情報公開でございますけれども、ライフサイクルGHG基準の適用対象の発電事業者に対しまして、透明性の担保や確認の効率性の観点から、国内木質バイオマス、輸入木質バイオマス、それぞれ自社のホームページ等での情報公開することを遵守事項とするということございまして、国内木質バイオマスについては、先ほどのご議論のとおり、原則として、燃料調達事業者単位で、ライフサイクルGHG算定結果及び算定根拠を公開するというございまして、輸入木質バイオマスについては、ライフサイクルGHGの確認方法として取得した第三者認証スキームの名称を公開いただくということでもあります。

続いて、各認証スキームのライフサイクルGHGの対応状況のフォローアップでございますけれども、こちらについては、基準文書の改訂が進められていることについて確認をしておりますので、引き続き、改訂状況についてフォローをしてまいりたいというふうに思っております。

2 ページ目からは、各対応の具体的な取りまとめの内容でございます。

まず、2 ページ目につきましては、一番右側でございますけれども、農産資源認証協議会を追加しております。

3 ページ目につきましては、PKS 及びパームトランクの持続可能性の経過措置でございますけれども、FIT 制度の趣旨ですとか、これまでの経緯を踏まえて、今後については、今回は延長をこれ以上は行わないということでございます。

続いて、4 ページ目でございますけれども、各認証スキームの新規燃料とライフサイクル GHG の対応に向けて、基準文書の改訂が進められていることについて、確認をしております。先ほどの MSPO の Part 4 については、ライフサイクル GHG については既定値かつ P & C 認証のみの場合のみということもアップデートさせていただいております。

続いて、5 ページ目でございますけれども、廃棄物系区分のバイオマスのライフサイクル GHG の確認ということで、輸送距離ということで 2024 年度からということになりますけれども、2024 年度以降の認定案件について、29 年度まで 50%、30 年度以降は 70%、31 年度以降は 25 年度頃をめどに検討ということと、それぞれの実施事項について、認定時と運転開始後について、整理をさせていただいております。

6 ページ目、7 ページ目、8 ページ目については、それぞれの輸送距離をお示しさせていただいております。

9 ページ目でございますけれども、新規燃料のライフサイクル GHG の既定値ということでございまして、12 種類の新規燃料について、七つのカテゴリーに分類をして定めることとしたということであります。こちらのパブリックコメントをして、来年度から制度を開始をしていきたいというふうに思っております。

続いて 10 ページ目でございますけれども、既存燃料のライフサイクル GHG の既定値について、修正を行ったということでございまして、下の枠囲いのところになりますけれども、こういったことについての修正をしたということで、これまでご議論をさせていただきました。

また、「製材等残材」、「林地残材等」、「その他伐採木」についての定義と、その確認方法について整理をしているということでありまして、こちらはパブリックコメントをして、来年度から開始するというであります。

続いて、11 ページ目でございますけれども、こちらは、先ほどご議論をいただいた議題 1 の点でございます。

続いて、13 ページ目でございます。

合法性ガイドラインにおける適合性の確認ということで、林野庁さんに整理をしていただきまして、SBP/GGL 認証が、合法性ガイドラインを満たすことが確認されたということが報告されたということと、繰り返しになりますけれども、持続可能性基準に相当する確認項目の追加を要請するというであります。

続いて、14 ページ目でございます、自主的取組でございます。

こちらは、開示の内容ですとか、開示の単位・報告方法等について整理をさせていただき

まして、こちらについて、各事業者において情報公開をした上で、業界団体等へ報告をいただくということと、毎年度本ワーキンググループの中でフォローアップをさせていただくということでございます。

15 ページ目でございますけれども、情報公開について、持続可能性基準とライフサイクルGHG基準について、先ほど、これも議題1でありましたけれども、こういった整理に基づきまして、自社のホームページ等で情報公開をいただくということを、発電事業者に対して、遵守事項として求めていくということでございます。

事務局からは、以上でございます。

○高村座長

ありがとうございます。本年度も大変専門的かつ幅広い内容について議論をいただきましたけれども、調達価格等算定委員会への報告として取りまとめて、報告をいたします。その報告（案）について、今のご説明をいただきました。

こちらの資料の3、それと併せて、そのご説明について、質問あるいはご意見などがおありの委員は、発言の希望をお示しいただければというふうに思います。いかがでしょうか。

ありがとうございます。芋生委員、お願いいたします。

○芋生委員

これまでの、ワーキンググループでの議論を報告していただけるということで、異論はありません。

ただ、1点だけ前回と重複して申し訳ないんですけれども、10 ページの、この「その他伐採木」で、当面 20 年以下で主伐する場合はエネルギー利用の目的とするということで、これは、前回と繰り返しになりますけれども、現在の 20 年以下でも、用材目的でいわゆる早生樹を栽培するというような実証研究を各地で行われておりますので、この当面というのは、状況に応じて見直すという意味が含まれているということ、調達価格等算定委員会にもぜひ伝えていただきたいと思います。

以上です。

○高村座長

ありがとうございます。

それでは、相川委員、お願いいたします。

○相川委員

相川です。

私も、基本的には、これまでの議論を丁寧に拾っていただいたということで、しっかりまとめいただいているというふうに認識をしております。

それで、私のほうから非常に細かい点なんですけど、2点ほどございます。

1点目は、1枚目の総括表のところで見るのですが、右下の辺りですね。合法性ガイドラインにおける適合性確認ということで、前回のワーキングだったでしょうか、林野庁さんがSBP、GGLと、持続可能性基準との比較を行っていただきました。

それで、今幾つか確認項目を追加することを要請したということも承知しておりますけれども、これは非常に細かい話ですが、今後の対応事項となっておりますけれども、現状としては、既に要請を行っているのか。

といいますのも、木質の、この認証スキームの活用というのは、急がれているところだというふうに思いますので、実態として確認をしたいということと、これは、どの時点でのステータスを報告するのかということにもよるのかもしれませんが、例えば要請中と書けるのであれば、書いていただいてもいいのかなと思ったところです。

それから、もう一つは、14 枚目ですね。自主的取組のところです。

これは、ちょっと確認で、あえて質問をさせていただくという意味合いもあるんですけども、自主的取組の対象となるのは、2021 年度までに認定を受けた案件と思っておりますけれども、ライフサイクルGHGの確認方法のところで、担保している認証スキーム等というふうに書いてあります。

輸入と国内木質に関しては分けるという議論を先ほどしたところだというふうに思いますが、輸入の木質バイオマスについては、先ほどのちょっと議論とも関係しますが、認証スキームがSBP、GGLが使えるというふうになったということかと思いますが、これまでの自主的取組対象の事業者も、基本的には、第三者認証スキームで、このGHGの計算を確認いただくことを自主的取組と言いながら求めているのか、それとも、例えばISOの仕組みなどを使って、自主的に計算するということも認められているのか、その辺はクリアにしておいたほうがいいかなと思ひまして、質問をさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○高村座長

ありがとうございます。委員から一連の意見、ご質問をいただいた後に、事務局あるいは場合によっては、関係省庁に戻したいと思います。

それでは、河野委員、お願いいたします。

○河野委員

ご説明をありがとうございました。

改めて一覧を拝見すると、今年度の当ワーキングにおいて、本当にスピード感が求められる各課題に対して、精力的に検討が進められたこと、特に事務局の皆様や関係省庁の皆様のご尽力に本当に感謝を申し上げたいというふうに思います。

それから、報告内容に関しましては、これまでの議論を丁寧にまとめていただいたということで、私の立場からは、こういった形で、算定委員会のほうにご回答を申し上げればというふうには思っているところなんですけれども、2 点、お願いを申し上げたいというふうに思います。

1 点目は、13 ページで、ライフサイクルGHGの合法性ガイドラインにおける適合性確認に関して、輸入木質バイオマスに関しては、要件としての第三者認証を信頼したいし、信頼しなければと思うんですけれども、やはり多様な報道等で不安に思う点もあるというの

が正直なところですよ。

今回SBPとかGGL認証に対して、特に持続可能性基準に相当する確認項目の追加を林野庁様から要請していただいていると。今の相川委員のご質問にも関わるところなんですけども、要請していただいているということは評価しますし、その追加された要件が、実効性を伴ったものであってほしいというふうに思っています。

それから、次の14ページの自主的取組、それから15ページの情報公開、どちらに関してもなんですけれども、自主的、つまり義務ではなく、自主的とされたライフサイクルGHGに関する情報公開なんですけれども、ちょうど月末からCOP28が開催されますが、バイオマス由来の原料だからといって、脱炭素に対する事業者の努力がなされなければ、社会からの理解は得られない。

そういう時代になったと、ぜひ自覚していただいて、自主的というのは、イコール積極的に情報開示をしていただきたいという要請だというふうに、前向きに読み取っていただいて、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思っています。

私は、以上です。

○高村座長

ありがとうございます。

それでは、続いて道田委員、お願いいたします。

○道田委員

ありがとうございます。私も、このおまとめいただいた内容と、今までたくさんの議論をまとめていただいたご尽力に感謝したいと思います。

認証スキームに関しては、今回MSPO Part 4がP&Cなんですけれども、GHGでも認められるようになって、いろいろなツールが増えてきたということでよかったのかなというふうに思います。

今の、河野委員のご意見にも関係するんですけれども、認証スキームは、非常に大事なツールですし、これからも使っていくということになると思うんですけれども、一方で、認証さえ取っておけば大丈夫であるという時代も、EUの議論なんかを見ていると、いや、それでは、実は十分ではないのではないかという話も出てきているところではあります。

なので、先ほどのEUDRなどで、EUDRでは、認証を求めるのではなくて、企業にきちんと上流まで遡って、自社でデューディリをしましょうということを、要請しています。

ですので、流れとしては認証を取った上で、できるところまできちんと自社でもフォローをしていくというような姿勢が求められるようになってくるというふうに考えられますので、その辺りを自主的取組といっても、または、対応しなければいけない事業者さんにとっても、きちんとそこを見据えて、対応していただければよいのではないかなというふうに考えております。

すみません、ただの意見ですけども、以上です。

○高村座長

ありがとうございます。ほかに委員からご発言のご希望はございますでしょうか。

ありがとうございます。橋本委員、お願いいたします。

○橋本委員

すみません、ありがとうございます。私も、この内容については合意したいと思います。

その上で、ちょっと先ほど相川委員からご質問があった、14 ページ目のスライドの、相川委員のご質問は、ライフサイクルG H G の確認方法のところなんですけど、その下の持続可能性の認証情報というの、国内も含めて考えると、ちょっと表現ぶりも変えたほうがいいのかもしれないなと思ひまして、非常にマイナーなことなんですけど、コメントです。

以上です。

○高村座長

ありがとうございます。私からも発言させていただこうと思うんですけども、今、もう既に、委員もおっしゃってありましたように、本当にインテンシブに、今年度はワーキングの作業を進めていただいて、宿題になっていたものの多くをまとめる形にさせていただいていると思います。事務局の皆さん、あるいは関係省庁の皆さんに、本当にお礼を申し上げます。

その上で、幾つか調達価格等算定委員会にどこまでできたかということと、あと何が残っているかという課題ですね、1 枚目に今日行った整理と今後の対応についてまとめているのですが、幾つかちょっと事務局に、委員の皆さんのところのご指摘と重なるんですけど、確認です。

一つは、これは相川委員からご指摘があったところかと思いますが、合法性ガイドラインにおける適合性確認なんですけれども、これは、すみません、先ほど、どういう状況ですかというご質問と併せてですけれども、スライドの 1 枚目のところにライフサイクルG H G のところに、S B P、G G L について持続可能性基準に相当する確認項目の追加を要請と整理をされていまして、多分上の欄ですかね、場所がひょっとしたら違うのかなという、すみません、大変細かなことを申し上げて恐縮です。

それから、あとは、先ほどちょうど議題の 1 で議論をいただいたところを、先ほど議論したばかりですので、入れていただきたいという要望になります。何かといいますと、多分関係するのはスライドの 11 ですか、スライドの 15 だと思うんですが、国内木質バイオマスについても、第三者認証の利用というのを推奨なのか、許容なのか、その書きぶりはちょっとあるかもしれませんが、いずれにしても使うことができるということは、書いていただく方向だったかと思います。これは、追加をしていただければと思います。

最後の点は、これも先ほどの議題の 1 の議論なんですけれども、やはり先ほどの芋生委員のご発言も踏まえて、やはりこの持続可能性基準について、とりわけライフサイクルG H G がそうだと思うんですが、一定の期間で見直しといひましょひうか、確認をする作業が必要になってくるのではないかというふうに思ひます。

それは、既定値の見直しもそうですし、先ほどの早生樹のお話を芋生委員がおっしゃった

わけですが、特に一定のやはり想定が変わってき得る状況があり得るので、毎年なのかどうかというのはありますけれども、この一定の期間で見直しをしていくということが、この持続可能性基準、特にライフサイクルGHGについては必要じゃないかということは、どこかに課題としては書いておいていただいたほうがいいんじゃないかなというふうに思っております。

特に、先ほど国内の木質バイオマスのところで、実際に認定団体、あるいはその実際の運用がどうかというのは、これも資料で今後フォローアップをしていただくというのは、スライドの12に書いていただいているんですが、恐らく今申し上げたところの中でも、当面走り出すこのタイミングには、この国内木質バイオマスのところで、もう既に書いていただいているように、認定団体の運用ですとか、確認方法がちゃんと実効的にできているかといったようなところは、注目といいましょうか、注視しなきゃいけないところかなというふうに思いますので、うまくどこかに、適宜見直しといいましょうか、とりわけ走り出すタイミングのところを、しっかり確認をしていく作業が必要だということを記載しておいていただければいいんじゃないかというふうに思います。

以上、今、一連、委員からご発言をいただきましたけれども、一度事務局あるいは関係する省庁さん、林野庁さんをはじめ、何かお答え、ご質問も若干あったかと思っておりますけれども、お答えあるいはご意見をいただければと思います。

では、事務局からよろしくお願いします。

○津田課長補佐

ありがとうございます。事務局でございます。

何点かご質問と、あと、この報告（案）の修正のご指摘をいただいたかと承知をしております。

まず、芋生委員からいただきました、「その他伐採木」のところの20年については、当面であって、見直す余地が今後あり得るということについても、算定のほうに報告してもらいたいということでしたので、先ほど高村座長からいただいた、これでもう普遍的なものではないということにも通ずるのかと理解をしております、そういったところの記載については検討させていただきたいと思います。

相川委員からいただきました、合法性ガイドラインの適合性の持続可能性基準の確認項目追加の要請ですが、こちらは林野庁さんがよろしければ要請中と修正させていただきたいと思いますので、後ほど林野庁さんからもご発言をいただければと思っております。

それから、14 ページ目で、認証スキーム等としているところの考え方というか、整理ということではありましたけれども、自主的取組のところは、必ずしも第三者認証を求めているものではないということですか、あと、国内木質であれば林野庁さんからのガイドラインの認定になるとかということも踏まえまして、「等」ということでしております。

橋本委員からいただきました、同じくその14 ページでの、持続可能性の認証情報のとこ

ろの書きぶりについても、併せて検討していただきたいと思います。

高村座長からいただきました、まず1ページ目の、先ほどの持続可能性のところは上のほうに記載の見直しを検討したいと思います。

それから、本日の議論でありました11ページ目のところの、この制度で求めていくということでありすけれども、加えて第三者認証を、だからと言って何かを妨げるものではないということについては、追記を検討したいというふうに思います。

また今後、既定値の見直し、特にライフサイクルGHGのところということで、ご指摘をいただきましたけれども、これで、今回決まったもので将来永劫運用していくというわけではなくて、世の中の状況等を踏まえながら、必要に応じて適宜見直しを行っていくということでありすし、またそれについては、このワーキンググループでも、来年度以降も、また、継続的に議論をする必要があるかと思っておりますので、そういった趣旨についても、記載を盛り込ませていただく方向で検討したいというふうに思います。

○高村座長

ありがとうございます。もしよろしければ、先ほどのSBP、GGLに関わってでしょうか、それだけでなく結構なんですけれども、林野庁さんから、もし何かお答えがありましたら、お願いいたします。

○林野庁

林野庁でございます。

相川委員と河野委員から、SBPとGGLとの調整の関係、ご質問、ご意見がありましたので、お答えいたします。

前回のワーキンググループ後に、SBPとGGLに対しては、既に要請をしております。なので、今ステータスは要請中でございます。今のところ、SBPもGGLも、両方とも前向きなレスポンスが来ておりますので、今調整をしているところでございますし、また、報告のタイミングについては、事務局とご相談したいと思います。

以上でございます。

○高村座長

ありがとうございます。

今、事務局、そして林野庁さんから、ご回答、ご意見をいただきましたけれども、委員から追加でご発言をご希望、あるいはオブザーバーでご出席いただいている関係省庁から、何かご発言のご希望がございましたらお知らせいただけますでしょうか。

ありがとうございます。橋本委員、お願いいたします。

○橋本委員

ありがとうございます。

算定委員会の報告そのものの話ではないんですけれども、先ほど高村座長のほうから合法性ガイドライン、このスライドですけども、適合性確認のところを持続可能性基準のところではないかというお話があって、特に、木質バイオマスについて、この持続可能性のこ

ろがどのように取り扱われているのかというところが、ちょっと全体像がよく分からない状況にあると思いますので、右上のところに持続可能性に係る認証取得の、これは経過措置ですね、引き続き、認証取得状況をフォローということなんですけど、木質バイオマスの認証ないしは認定団体による確認ないしは企業独自の取組というところが、こういった状況にあるのかというところを、ぜひレビューといいますか、情報収集をいただけると、非常にありがたいというふうに思います。1点目の議論のときにも申し上げたことなんですけども、この点を検討いただければありがたいです。

以上、コメントです。

○高村座長

ありがとうございます。

ほかの委員から、追加で、あるいは事務局、林野庁さんのお答えに対して、フォローアップのご発言をご希望はございますか。

はい、ありがとうございます。相川委員、お願いいたします。

○相川委員

私のほうも、先ほどの質問については、それぞれご回答いただきましたので、よく分かりました。ありがとうございます。私もそういう意味で、今回の調達への報告ということから少し外れますけども、今年、座長がまとめていただいたように、かなり多くのことがようやく整理できたのではないかなと思います。

他方、私自身も議論をしていて、先ほども確認の質問をさせていただきましたが、非常に混乱してくるというか、いろいろな区分があって、国内だとか、輸出だとか、いつ認定されたかといったことによって、かなりいろんなパターンが出てきているというふうに思います。

非常に分かりにくいところがあって、「等」とか、そういうことも我々日本人ですと、自然に使ってしまうんですが、特に海外の人にとっては非常に分かりにくいという、エトセトラが並んでいる文章は、やっぱり英語ではあまり見ませんので、やはり意味が一義的にちゃんと決まるように情報発信をしていくということも、F I T制度の運用上、大事なことでないかなというふうに思っています。

ですので、このタイミングがいいのか、もしくはもう少し待ったほうがいいのかということはあるのかもしれませんが、毎年更新されている事業計画ガイドラインとは別に、何かパンフレットのようなものなのか、事業者さんがきっちり読んで、しっかり規制なり、自分たちの取組の必要なことが理解できて、もしくは推奨されているようなことが分かるというような、ブックレットのようなものがあると、非常にいいのではないかなというふうに思っています。

できれば、日本語版と英語版と両方オフィシャルな形で出てくると、非常に理解が進むのではないかなというふうに思っておりますので、これもどこかのタイミングでご検討いただければということで、意見として述べさせていただきます。ありがとうございます。

○高村座長

ありがとうございます。

ほかの委員は、ご発言のご希望はございますでしょうか。あるいは、オブザーバーでご出席の関係省庁からご発言はございますか。よろしいでしょうか。

今の橋本委員、相川委員のご発言に、何か事務局からございますか。あるいは、林野庁さんからございますでしょうか。

○津田課長補佐

ありがとうございます。事務局でございます。

やはり、特にこのワーキングも通じて、この持続可能性とライフサイクルGHGについて、しっかりと制度が明確化されてきているところではありますけれども、それとともに、やはり複雑化をしているところもあると思いますので、ここはやはり、しっかりと事業者の方にもご理解をいただいて、こういった取組を進めていただくということですか、この制度を運用していくというところでも、いただいたご指摘は重要かというふうに思いますので、今後検討してまいりたいと思っております。

○高村座長

ありがとうございます。委員、あるいはオブザーバーの関係省庁、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。算定委員会の報告（案）については、本日まで議論をしてきたものも含めてですけれども、基本的な内容についてご異論はなく、むしろ記載ぶりですとか、あるいは今後の取組なり課題ということで、ご意見をいただいたように思っております。

したがって、今日いただいたご意見を事務局において反映をさせる形で、算定委員会への報告資料の作成を、事務局にお願いをできればというふうに思います。

本日予定をしている議題は、以上となりますけれども、全体を通して、何かご発言をご希望の委員はいらっしゃいますでしょうか。あるいは、オブザーバーの関係省庁から何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

本日も、大変貴重なご指摘、ご意見をいただいております。幾つか算定委員会の報告の中にも、反映をしていただく形になると思いますけれども、なお、しかしながら、今年度かなりの作業をいたしましたけれども、同時に少し残っている、まだ残っているといった表現でしょうか、課題もございますので、本日の議論を、次回以降のワーキングの検討につなげていただくように、事務局においては準備を進めていただければと思います。

それでは、次回の開催について、事務局からお願いできますでしょうか。

○津田課長補佐

事務局でございます。次回のワーキンググループにつきましては、また日程が決まり次第、経済産業省のホームページでお知らせをさせていただきます。

○高村座長

ありがとうございます。それではこれをもちまして、本日のワーキンググループ、第 26

回ですけれども、閉会としたいと思います。

夜遅い時間まで、どうもありがとうございました。本日もお忙しい中、大変熱心なご議論をいただき、本当にありがとうございます。

以上で閉会といたします。どうもありがとうございました。